

一般社団法人 NGO 国際人道支援機構

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 NGO 国際人道支援機構と称する。

2 当法人の英文表記は、International Humanitarian Aid Organization Inc. とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、世界中のすべての人々が尊厳をもって生きることのできる社会の実現を目指し、平和の促進、人権の擁護、差別やいじめの根絶、ならびに相互理解と連帯の精神を育むための諸活動を行い、もって持続可能で調和のとれた社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の課題に対し、市民の自発的な参加を促しながら解決に取り組む事業

(2) 文化、芸術及び芸能の振興を通じて、社会的課題への理解促進並びに豊かな社会の形成に寄与する事業

(3) 障害者、生活困窮者、並びに事故・災害・犯罪等の被害者に対する支援及び自立促進を目的とする事業

(4) 勤労意欲を有する者に対する就労機会の提供、能力開発及び社会参加を支援する事業

(5) いじめその他の不当な行為から児童及び青少年を守り、その健全な育成を支援する事業

(6) 犯罪の防止及び地域社会の安全確保を目的とした調査、研究、啓発及び支援事業

(7) 事故及び災害の予防、並びに被災地の復興及び生活再建を支援する事業

(8) 人権、性別、障害、思想信条その他あらゆる理由による不当な差別や偏見の防止及び根絶を目的とする啓発・支援事業

(9) 思想及び良心の自由、信教の自由、表現の自由等の基本的人権の尊重及び擁護を目的とする事業

(10) 男女共同参画社会の形成及び多様性を尊重した、より良い社会の実現を推進する事業

(11) 国土の適正な利用、整備及び環境保全を目的とした調査研究、啓発及び支援事業

- (12) 公共政策に関する調査研究、提言及び社会への情報発信を行う事業
 - (13) 警備業法に基づく警備業及びこれに附帯関連する業務
 - (14) 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業及びこれに附帯関連する業務
 - (15) 前各号に附帯又は関連する一切の事業
- (事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 当法人は、社員総会が別に定める憲章及び倫理規程に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人又は団体

(3) 賛助会員 当法人の事業に賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員、一般会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程（以下「入会及び退会規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 正会員、一般会員及び賛助会員が正当な理由なく3か月以上会費等を滞納したとき。

(4) (正会員について) 当該会員を除く総社員が同意したとき。

(5) 会員である団体が解散したとき。

(退会)

第11条 会員は、任意にいつでも退社することができる。ただし、やむを得ない場合を除き、理事会において定める退会届を提出する必要がある。

(懲戒)

第12条 懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別途規則をもってこれを定める。

(除名)

第13条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって、当該社員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の2週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項に限り決議する。

(1) 社員(正会員)の入会の基準及び除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準

(4) 定款の変更

(5) 入会金及び会費等の金額

(6) 解散及び残余財産の処分、合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止

(7) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面又は電磁的方法に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総社員の10分の1以上の社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第20条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは否決とする。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで

の者を選任する。

(書面による議決権行使等)

第22条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合におけるその社員は出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第23条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名する。

(社員総会運営規則)

第25条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、複数名を一般法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された執行理事の中から、副会長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副会長は2名以内、専務理事は1名、常務理事は2名以内とする。

5 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

7 監事には、当法人の理事(その配偶者又は3親等以内の親族その他特殊の関係がある

者を含む。)及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長(代表理事)は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の前任として選任された役員の任期は、その退任した役員の前任の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、第26条第1項に定めた役員の前任が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員の前任等)

第32条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。

2 ただし、常勤の理事に対しては、社員総会の決議により、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の前任等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第47条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第34条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、役員等との間で、前項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長等)

第35条 当法人に名誉会長1名を置くことができる。

2 当法人に、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

3 名誉会長、顧問及び参与は、理事会において任期を定めた上で、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等の職務)

第36条 名誉会長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

2 顧問は、当法人の運営に関する事項について、会長の諮問に答え、会長に対し、又は理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

3 参与は、執行理事が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第37条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第34条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第29条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号に該当する場合又は同項第4号に基づいて監事から会長に招集の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別

の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名しなければならない。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印又は署名する。

(理事会運営規則)

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第48条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第49条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程による。

(基金の拠出者の権利)

第50条 当法人は、第61条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第51条 基金の返還は、定時社員総会決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第52条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第53条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定められた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第54条 当法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第55条 当法人の財産の管理・運用は、財務担当執行理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第56条 当法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第57条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、その承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第58条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第59条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第60条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第61条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第62条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第63条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、執行理事が推薦し、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第64条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第65条 主たる事務所には、法令に定めるところにより、帳簿及び書類を備え置くものとする。

- 2 前項の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第66条に定める情報公開の方針及び情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第66条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第67条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第68条 当法人の公告は、当法人の公式ウェブサイトに掲載する方法（電子公告）により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第69条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(非営利性の徹底)

第70条 当法人は、非営利性が徹底された一般社団法人として運営し、次の各号を遵守する。

(1) 剰余金の分配を行わないこと。

(2) 解散したときの残余財産を、社員その他当法人の関係者に分配せず、第62条に定める帰属先に帰属させること。

(3) 剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法(合併による資産の移転を含む。)により、特定の個人又は団体に特別の利益を与える行為を決定し、又は行わないこと。

(4) 第27条第6項に定める親族等に関する役員構成制限を遵守すること。

附 則

1 当法人の設立当初の役員は、第26条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第30条第1項及び第2項の規定にかかわらず、2027年3月31日までとする。

2 当法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第56条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 当法人の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

4 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
----	----

藤倉 武尊	東京都千代田区東神田1-11-7 ハイツ神田岩本町301号
-------	-------------------------------

佐藤 里穂	埼玉県川口市西川口3-3-3 フィオーレ西川口302
-------	----------------------------

5 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事兼代表理事	藤倉 武尊
------------	-------

設立時理事	高見 千咲
-------	-------

設立時理事	遠藤 滯
-------	------

設立時監事	鈴木 優希
-------	-------

7 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人NGO 国際人道支援機構の設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2026年2月11日

設立時社員 藤倉 武尊

設立時社員 佐藤 里穂